

第56号議案

中間市農業委員会の委員の定数に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月29日提出

中間市長 松下 俊男

中間市農業委員会の委員の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、中間市農業委員会の委員の定数を定めるものとする。

(定数)

第2条 中間市農業委員会の委員の定数は、13人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月20日から施行する。

(中間市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 中間市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和29年中間市条例第5号）は、廃止する。

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

3 中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

農業委員会の委員	会長	451,900円	
	副会長	365,100円	
	委員	322,900円	

を

「

農業委員会の委員	会長	基本額 451,900円 能率額 予算の範囲で市長が定める。	
	副会長	基本額 365,100円 能率額 予算の範囲で市長が定める。	
	委員	基本額 322,900円 能率額 予算の範囲で市長が定める。	

に

改める。